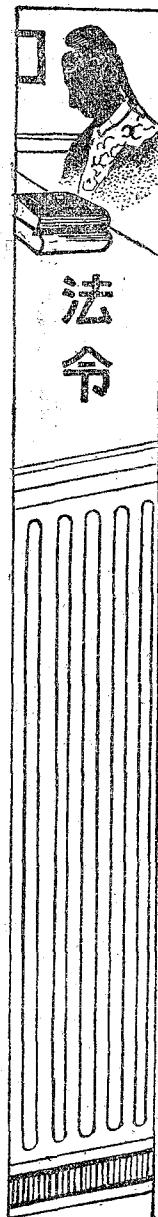


最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生



◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

土別軌道

運輸營業休止（雪害）許可

土別軌道株式會社申請に係る運輸營業休止の件は、降雪多量にして運轉危険と認めらるゝに付、自昭和十四年十二月三日至同十

五年三月三十一日迄一時運轉休止するものとし、一月二十九日監第一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

余市臨港軌道 運輸營業休止許可

秋田縣

秋田電車 第一順位當權設定認可

秋田電車株式會社申請に係る主として舊債償還及改良工事に充當する爲、借入金十四萬圓、利率年六分五厘、償還期限昭和廿九年

十一月十五日迄、債権者秋田信託株式會社とし、借入せむとするの件は一月廿九日監第八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

中西徳五郎經營 軌道運輸營業廢止許可

中西徳五郎申請に係る數年來の營業不振の爲、昭和十四年三月二日限り運輸營業廢止せんとするの件は昭和十五年三月二日迄に廢止實施するものとし二月三日監第一〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

福島縣

勿來軌道 全線運輸營業廢止許可

勿來軌道株式會社申請に係る全線營業廢止せむとするの件は三月三日迄に實施するものとし二月二日監第九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

東京府

東京市電 大塚驛前停留場附近軌道工事

方法變更認可並特別設計許可

東京市申請に係る大塚終點軌道（往返部分）に直角に道路新設され、現在位置にては一般交通上支障あるを以て往返箇所及停留場位置を變更せんとするものなるが、右停留場位置變更は軌道建設規程第十六條に抵觸するを以て特別設計となし、二月二日監第一〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。特別設計の件許可せらる。

東京地下鐵道 砂町線軌道工事方法變更認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る都市計畫補助線第九十四號街路新設に伴ひ、軌道工事方法變更せむとするの件は二月三日監第一七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京成電氣 軌道車輛設計認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る沿線各地の進展に伴ひ、乘客激増せるに不拘、現有車輛（一〇三輛）にて輸送力不充分なるを以て車輛（十輛）増設せむとするの件は時局柄電動客車を差控へ制御車を増設するものとし二月二日監第一二〇號を以て内務、

東京市電 大久保車庫前附近操車場新設認可
東京市申請に係る大久保車庫前線路の展望容易なる位置に、操車の圓滑を期する爲、操車塔を新設せんとするの件は二月三日監第一七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 大門車庫及引込線廢止

待避線敷設認可並特別設計許可

鐵道兩大臣より認可せらる。

王子電氣軌道 軌道工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る千住間道、瀧ノ川兩停留場附近踏切道に三位式信號機（特別設計）を設置し、又千住間道停留場附近の擴築踏切道に警報機設置せむとせむとするの件は、二

月五日監第一三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

神奈川縣

江ノ島電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る藤澤起點二糸一六〇米三四四に於ける西ヶ原臺橋梁橋及橋脚基礎設計變更並境、西ヶ原兩橋間延長には左右築堤法保護の爲混凝土擁壁を設備（工費六五〇〇圓）

せむとするものにして、昨年八月三十一日以來の出水の際破損したる箇所を改築せむとするの件は二月三日監第一〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

石川縣

溫泉電軌 電動客車設計變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る操車能率の改善を計る爲、ボギー電動客車「デハ十五」號車を連結器裝備替へせむとするの件は一月十九日監第三九八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

愛知縣

名古屋市營軌道 車輛設計變更認可

名古屋市申請に係る現在使用中のB.L.C型半鋼製四輪ボギー電車十六輛ノ中四輛及大型四輪電車二十五輛に對して、電動機を夫々變更せむとするの件は二月五日監第一〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋鐵道 函渠新設認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る、岐阜市よりの申出に依り岐阜市地内軌道の内岐阜驛前起點二哩七鎖附近に於て在來の下水溝を廢し、函渠を新設せむとするの件は二月六日監第一四六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る四輪「ボギー」式電動客車十六輛の自動間隙調整器を撤去（工事費一九二圓（手持資金より支辨））せむとするの件は一月十九日監第四〇四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る四輪「ボギー」式電動客車十一輛の自重、主要寸法、臺枠の構造、車輪、車軸の構造、制動機の種類及裝置、電動機の構造、電燈裝置等の設計一部變更工事費一九、七八〇圓（借入金を以て支辨）せむとするの件は、一月十九日監第三九五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る四輪「ボギー」式電動客車十輛の中央入口扉閉用戸閉機を撤去し、扉閉閉把手及戸鍵を設置（工事費二〇〇圓（手持資金より支辨））せむとするの件は二月三日監第一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 車輛設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る沿線に於ける時局關係の工場の發達に伴ひ、運輸力増大の爲「ボギー」式電動客車二輛を電動客車に變更し、車臺機械設備は其の儘とし車體のみ新造（工事費二九、〇〇〇圓（借入金より支辨））せむとするの件は二月五日監第一七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪線「ボギー」電動客車十輛の兩運轉臺車を片運轉臺車に變更し、右に伴ひ制動機裝置、主幹制御器の個數、衆電裝置、車内電線接續部等設計一部變更し、資材統制の折柄撤去の、片方運轉臺器具は新造車輛に流用せむとするの件は一月十九日監第三八七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る從來大同電力及日本電力より電力供給を受けたるを、今回日本發送電より供給を受ける事に變

更し、併せて受電容量を變更せむとするの件は二月三日監第一七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

並特別設計許可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る守口第二及高槻各變電所の變壓器移設受電出力等の受電設備を一部變更し、右に伴ひ伏見第二及高槻各變電所に於ける變壓器豫備器設置に關し、時節柄資材入手困難の爲建設規程第三十五條に依る例外取扱をなさむとするの件は二月三日監第一七六號を以て内務、鐵道兩大臣より電氣工事方法變更の件認可し、特別設計の件許可せらる。

阪神急行電鐵 石橋停留場保安設備變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線石橋停留場の信號保安設備變更（工事費七七、〇〇圓預金を以て支辨）しハ之に伴ひ一部聯動裝置の變更（工事費一、〇五〇圓手持資金より支辨）をなさむとするの件は二月三日監第一七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 寶塚線軌道工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線三國停留場附近に於ける軌道曲線緩和の爲三國停留場、神崎川南岸間（延長二八九米八二）の軌道中心線を西方に約三米移設し、停留場、乗降場擴張並構内踏切及隣接北側市道踏切を廢し、構内に地下道を新設（一部

一般通行者に併用) 其の他構内設備の改築並右に伴ひ、電車線路及信號設備の一部變更(工事費一九、四〇〇圓預金より支辨)せむとするの件は二月十二日監第三四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る奈良線小阪車庫に於ける連結車の運行を自由ならしめる爲、線路曲線を緩にし之に伴ひ信號保安設備を變更(工事費四四、〇〇〇圓手持資金より支辨)せむとするの件は二月三日監第一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 上本町停留場保安設備變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る上本町停留場に於ける信號保安設備を一部變更(工事費二、五〇〇圓手持資金より支辨)せむとするの件は二月三日監第一二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 車輛設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る昭和十四年一月二日監第九三二號を以て新造認可を受けたる半鋼製ボギー式四輪電動客車六輛は大部分竣工したるも、電動機其他回轉機類には尙相當の時日を要するを以て一時制御客車に車種變更せむとするの件は二月九日監三三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市申請に係る松島一丁目分岐點保安裝置設置認可並軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

大阪市申請に係る東西線、松島宇治川線松島一丁目分岐點電磁空氣式轉轍器轉換裝置を設置するは、交通信號機と聯動する様設備(工事費七、九〇〇圓營業利益金より支辨)するものにして支障無しと認めらるゝ故、一月十九日監第四〇四六號を以て内務、鐵道兩大臣より保安裝置設置の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可せらる。

大阪市營軌道 電動客車設計變更認可

大阪市申請に係る低床「ボギー」式電動客車八十輛の車體窓を上昇式に變更し其に伴ふ車體寸法の一部、車内點燈設備等の設計一部變更(工事費一二五、九〇〇圓營業利益金より支辨)せむとするの件は一月二十日監第三九七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 工事方法變更認可

大阪市申請に係る大阪市都市計畫事業千歲橋改築工事に伴ひ、軌道の中心間隔、軌道重量、電車柱の移設等(變更區間延長二六八米、工事費四七三、六六五圓七二)變更せむとするの件は二月八日監第二七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

兵 庫 縣

阪神急行電鐵 橋梁工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る今津線竜谷口停留場附近亥谷川開渠を地元村の同川改修工事施行に關聯して、政策擴張せむとするの件は昭和十四年十二月二十二日監第九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

谷川開渠を地元村の同川改修工事施行に關聯して、政策擴張せむとするの件は昭和十四年十二月二十二日監第九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 軌道假設物使用期限認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十三年夏の水害に依る假設物（分歧器及角落堰）の使用期限は本年（昭和十四年）九月三十日迄の處内務省施行水害復興計畫の確立迄（昭和十七年九月三十日）延期するものとし一月十九日監第四〇六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

鐵道兩大臣より認可せらる。鐵道兩大臣より認可せらる。

廣島縣 廣島瓦斯電軌 車輛設計變更認可

廣島瓦斯電軌式株會社申請に係る客車庫火災に依り焼失せる車輛復舊に就き、木造車體を半鋼製（十一輛）に變更、尙半鋼車（二輛）は一部設計變更（工費豫算四二、九〇〇圓手持金より支拂）

◎土本地方債許可概要

許可月日	許可額	目 的	團體名	道府縣
一、九	一、四八〇、〇〇〇圓	工業用水道敷設費	靜岡縣	
一、一	二、七六四、六〇〇	第三次都市計畫事業費	大阪市	大阪府
	五〇〇、〇〇〇	上水道配水施設擴張費	東京市	東京都

せむとするの件は一月十九日監第五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣 福博電車

福博電車株式會社申請に係る軍需品輸送の爲、三角築港間に鐵道省所屬長物車輛（二十五噸積）を特に直通運轉せむとするの件は運轉期間を認可の日より一ヶ月間とし、二月五日監第二六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

若松市營軌道 電氣機關車設計認可

若松市申請に係る時局柄輸送の對策上、三十萬噸以上の輸送消化を爲さざるべからざる一面、目下工場の増設擴張並に一部完成の埋立地（工場地帶）の開發等考慮せば四、五十萬噸の能力設計を要する狀勢に付、之が輸送能力の擴大と圓滑を期する爲、電氣機關車一輛購入せむとするの件は二月五日監第一四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

門司市	福岡縣
周南町	山口縣
和歌山縣	鳥根縣
那霸市	沖繩縣
小名濱町	福島縣
横田村	山形縣
同富山	同山縣
同防府市	同山縣
同延岡市	同山縣
佐賀市	佐賀縣
伊杵町	宮崎縣
東町	宮崎縣
麻里布町	大分縣
川棚町	靜岡縣
人町	長崎縣
周防市	福岡縣
同富山	山口縣
同延岡	山口縣
同佐賀	山口縣
同伊杵	山口縣
同東	山口縣
同麻里布	山口縣
同川棚	山口縣
同人	山口縣
府道改修費寄附金	府縣道改修費寄附金
二、二〇〇	二、五〇〇
七、〇〇〇	九一、一〇〇
一四、〇〇〇	九三、六〇〇
二、二〇〇	一五、〇〇〇
府道改修費寄附金	河川改修費分擔金
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
九、〇〇〇	二〇、〇〇〇
九、〇〇〇	六七、〇〇〇
九、〇〇〇	六四、一〇〇
府縣道改修費負擔金	災害土木復舊費
九、〇〇〇	五〇九、〇〇〇
府縣道改修費寄附金	農業道路新設費
九、〇〇〇	五、五〇〇
府縣道改修費負擔金	國道改良費分擔金
九、〇〇〇	三九、〇〇〇
府縣道改修費寄附金	橋梁災害復舊費分擔金
一四、〇〇〇	二三、三〇〇
府道改修費負擔金	國道改良費
一、二四	一、二五
一、二三	一、一二
一、一二	一、一五
一、一五	一、一四
一、一四	一四九、六〇〇

大分縣

柳ヶ浦村

高知縣

高川市

柳口市

神戶市

舞阪町

川西村

富山村

愛知縣

東京市

福井縣

高岡市

千葉市

名古屋市

埼玉縣

福井縣

千葉縣

清水市

高千帆町

岡田村

愛知縣

千葉縣

靜岡縣

山口縣

香川縣

路線名

四 號

自 横木縣字都宮市同向町

至 同 市同勞務町

間 間

昭和十五年二月五日

告 示

昭和十五年二月五日

法 令

内務大臣伯爵
兒 玉 秀 雄

○内務省告示第四十七號

一、三五

三〇、〇〇〇
六七、五〇〇

道路新設費
砂防費

一、二九

二四三、〇〇〇
一、〇九五、四〇〇

都市計畫綠地設備公園新設費
都市計畫下水道築造費

一、三〇

八、七〇〇
九、五〇〇

國道改修費負擔金
阿川改修費負擔金

一、三一

一、二四八、〇〇〇
三、〇六〇、〇〇〇

道路改良費
治水事業費

一、三二

三五、〇〇〇
一八、三〇〇

縣道改良費
國道改良費負擔金

一、三三

一三、六〇〇
七〇〇、〇〇〇

府縣道改良費
上水道擴張費

一、三四

五〇、〇〇〇
三五〇、〇〇〇

都市計畫街路事業費寄附金
上水道擴張費

一、三五

一二、〇〇〇
四、五〇〇

府縣道改修費寄附金
道路改修費

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築

ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年二月八日

内務大臣伯爵 兒玉秀雄

昭和十五年一月十九日

○内務省告示第二十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築

ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

内務大臣伯爵 兒玉秀雄

昭和十五年一月十九日

○内務省告示第二十七號

路線名　　區間　　自官城縣柴田郡楓木町
至同 縣名取郡千賀村

路線名　　區間　　昭和十五年二月八日
至同 縣名取郡千賀村

路線名　　區間　　自大分縣別府市濱脇
至同 縣大分郡八幡村

路線名　　區間　　昭和十五年一月十九日
至同 縣大分郡八幡村

◎土地收用事業規定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
東京	厚生大臣療養所建設	東京府北多摩郡小平村、森山村地内	一、一七	
滋賀	滋賀縣坂田郡日撫村長道路改築	滋賀縣坂田郡日撫村地内	一、一八	
大阪	大阪府知事道路改築	大阪府北河内郡交野町、津田村地内	一、二二	
長野	長野縣知事河川改修	長野縣上伊那郡中澤村地内	"	
兵庫	兵庫縣神戸市自動車運輸事業用車庫敷地擴張	兵庫縣神戸市灘區達齋町地内	"	
神奈川	日本自動車道株式會社道路新設	神奈川縣鎌倉郡片瀬町地内	一、二三	
兵庫	川崎航空機工業株式會社航空機製造事業設備建設	兵庫縣明石郡林崎村地内	"	
大阪	大阪府知事道路改築	大阪府北河内郡門真町、庭籠村地内	一、三〇	

道 停 留 場 用 地 擴 張 築 築
路 路 路 路 路 路 路
川 川 川 川 川 川 川
道 道 道 道 道 道 道
業 業 業 業 業 業 業
設 設 設 設 設 設 設
備 備 備 備 備 備 備
擴 擴 擴 擩 擩 擩 擩
張 張 張 張 張 張 張
修 修 修 修 修 修 修
築 築 築 築 築 築 築
改 改 改 改 改 改 改
改 改 改 改 改 改 改
新 設 設 設 設 設 設 設
附 舊 舊 舊 舊 舊 舊 舊
道 道 道 道 道 道 道 道

岐阜縣高市郡 奈良縣高市郡	北葛飾郡 佐野郡	櫻田村地內 西大浦村地內	埼玉縣西春日井郡 京都府加佐郡	新川町地內 西大館町地內	愛知縣西春日井郡 秋田縣北秋田郡	東町地內 大館町地內	香川縣大川郡 兵庫縣飾磨郡	石田村地內 磨町地內	奈良縣磯城郡耳成地 奈良縣室蘭市	地內 東町地內
岐阜縣稻葉郡 奈良縣高市郡	北長森村地內 久世郡	地內 久津川村地內	堺市東町地內 北葛飾郡	地內 櫻田村地內	愛知縣西春日井郡 秋田縣北秋田郡	東町地內 大館町地內	香川縣大川郡 兵庫縣飾磨郡	石田村地內 磨町地內	奈良縣磯城郡耳成地 奈良縣室蘭市	地內 東町地內

